

## 2 児童・生徒の健康づくり

### 現状と課題

学齢期は、心身ともに成長・発達の著しい時期です。特に、思春期は子どもから大人への移行期にあたり、こころの成長と身体の成長がアンバランスになることがあります。このため、心身ともに健全で楽しい学校生活が送れるよう健康への関心を深めるとともに、望ましい生活習慣の確立と生活環境を整備することが重要な課題です。

現在、区立小中学校では、学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施しており、受診率は99%を超えています。さらに、生活習慣病検査・貧血検査（中学1年生）も実施しています。児童・生徒における肥満のほとんどは単純性肥満<sup>※20</sup>であり、生活習慣が影響しています。肥満傾向にある子どもは、生活習慣の改善がなかなか図れない現状があります。児童・生徒の健康管理は、学校教育が円滑に行われるための基礎となるため、今後も受診率の維持向上を図り、事後の適正な管理と指導を充実させることが必要です。

近年、いじめ・不登校・ひきこもりなどの問題を抱える児童・生徒が社会問題化しています。「報告書」によると、「学校に行きたくないときがありますか」と中学生に聞いたところ、「よくある」が13.8%、「ときどきある」が45.2%となっており、約60%が「ある」と回答しています。（図 -1-2-1参照）学校に行きたくないときの対処法としては、「相談しなかった・相談したくなかった」が52.2%と最も多く、スクールカウンセラーなどが十分に活用されていない状況にあります。（図 -1-2-2参照）

これらのことから、児童・生徒がスクールカウンセラーなどに気軽に相談し、悩みや不安を和らげることができる体制を強化するとともに、いじめや不登校などの未然の防止を図ることが重要です。また、思春期におけるこころの健康問題には、学校や医療機関をはじめ各関係機関が連携を図りながら対応していくことが必要です。

現在、性や薬物などの情報の氾濫や携帯電話の普及により、児童・生徒が有用な情報を正しく選択することが困難な状況になっています。また、飲酒や喫煙の低年齢化も問題になっています。このため、これらの問題に対しては、児童・生徒の発達段階に応じて、自らのこころと身体の健康を守ることができるよう学校・家庭・地域が連携を図り、外部の専門家の協力も得ながら指導していくことが必要です。

また、総合教育センターの分室である教育相談室では、児童・生徒の発達障害の相談を多く受けています。（図 -1-2-3参照）

知的障害を伴わない発達障害児の多くは、通常の学級に在籍していますが、社会的スキルを獲得するための療育の必要性が高く、支援機関のさらなる充実が求められています。

児童虐待の事例は後を絶たず、区内の相談件数は増え続けています。虐待は、児童・生徒の心身を直接傷つけるだけでなく、その将来に対しても大きな影響を与えます。虐待を

### 第3章 施策の推進

#### 生涯を通じた健康づくりの推進

受けている児童・生徒は、一般的にその事実を周囲の人に話せないことが多く、また、自分の受けている行為が虐待であるという認識を持っていない場合も少なくありません。そのため、日頃から児童・生徒の状況を把握し早期発見に努めることが重要です。区では、児童虐待の防止等に関する法律の施行以来、子ども家庭支援センターを中核とした児童虐待防止体制の整備を進めてきました。今後も、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークを強化し、虐待防止対策に取り組むことが必要です。

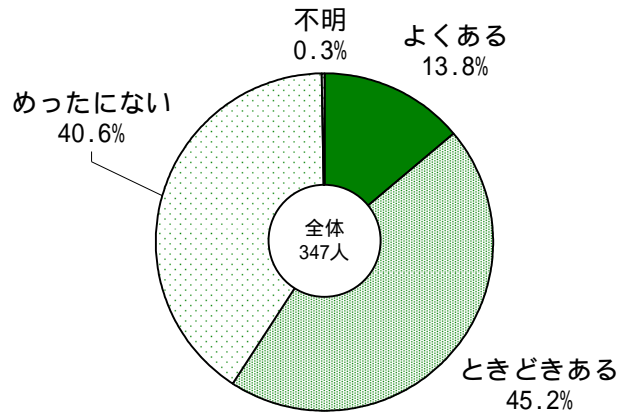
児童・生徒に関わる健康課題が複雑化・多様化する中では、学校における健康教育を推進し、家庭・地域社会と連携を図ることが重要です。現在、区立小中学校では、学校保健委員会を全校に設置できるように努めています。学校保健委員会は、地域社会と一体となって健康づくりを進めていく上で中核的な組織となるため、全校設置に向けた整備・拡充が求められています。



保健室の様子

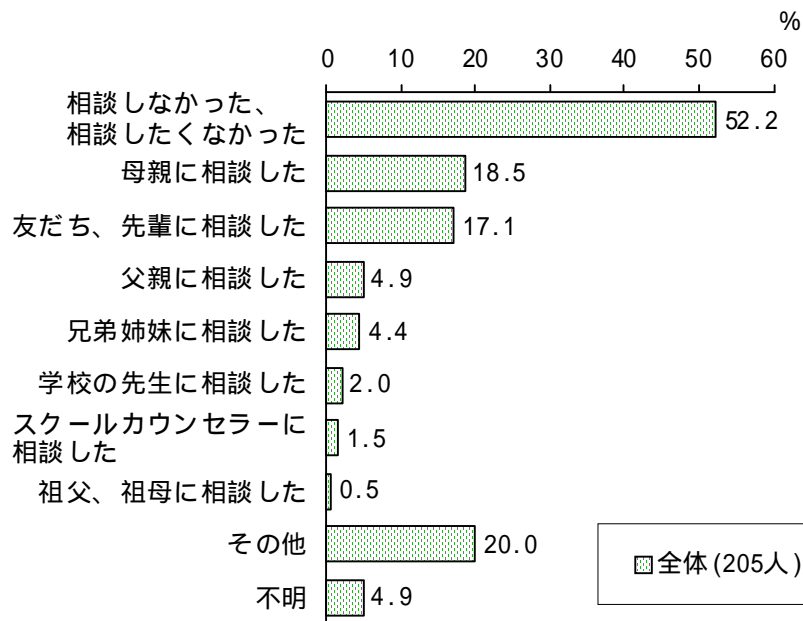
第3章 施策の推進  
生涯を通じた健康づくりの推進

図 -1-2-1 学校に行きたくなくなるとき（中学生）



（出典：「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

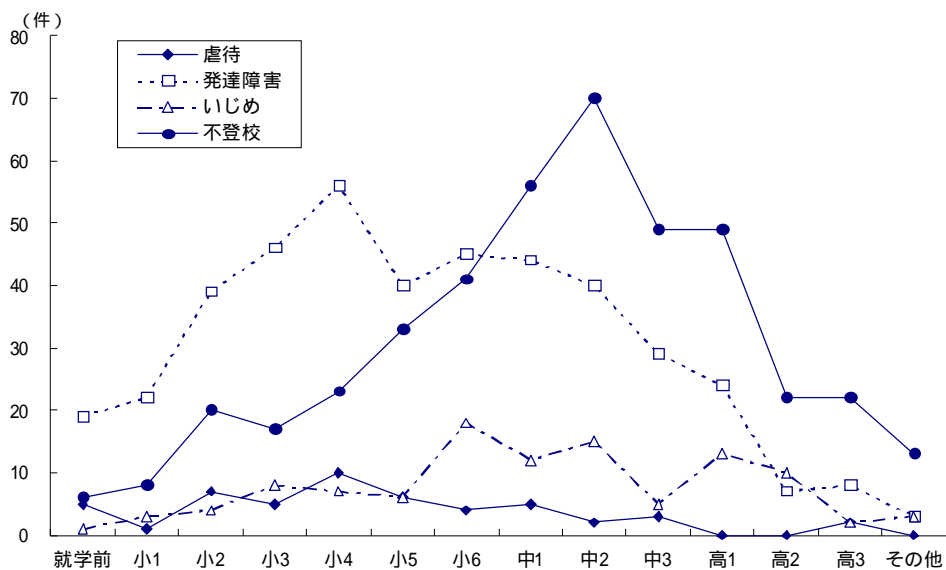
図 -1-2-2 学校に行きたくなくなるときの対処法（複数回答）



（出典：「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

### 第3章 施策の推進 生涯を通じた健康づくりの推進

図 -1-2-3 教育相談室の4つの主訴（副訴・疑いを含む）の学年別分布



（出典：「平成21年度教育相談」 No.45）



小学校の教育相談室の様子

ア 定期健康診断の充実

施策の方向性

区立小中学校では、学校保健安全法に規定されている定期健康診断を実施しています。実施項目は、学校医による内科・眼科・耳鼻科・歯科の各健診と、結核・腎臓病・心臓病・寄生虫卵・脊柱側弯症などの各種健診です。これらの健康診断は、受診率が99%を超えています。引き続き、この水準を維持していきます。

また、区立小中学校では、生活習慣病精密検査も実施しています。肥満の子どもは、高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、糖尿病などの様々な疾患の発生が危惧されることから、関係機関が一体となって生活習慣の改善指導の推進を図っていきます。

その他、関係機関と連携を図りながら、むし歯対策事業の充実を推進します。具体的には、学校への歯みがきの巡回指導を充実させるなど、むし歯のない児童・生徒数の増加を目指します。

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	定期健康診断の充実	児童・生徒に実施している現行の健康診断の内容を、より効果的なものにして、その充実を図ります。生活習慣病精密検査については、受診率の向上を目指し、夏季休業中の精密検査日を見直します。また、保護者への通知に詳細な説明を取り入れるなど、保護者の理解を求めていきます。	教育委員会 庶務課
2	歯科指導の充実	定期健康診断により、むし歯・歯肉炎・噛み合わせなどについて治療勧告を行うとともに、関係機関と連携しながら、むし歯を減らす指導体制を整備します。	教育委員会 庶務課

イ 心身の健康相談などの充実

施策の方向性

学校における教育相談の充実を図るため、(仮称)学校教育支援センター設置時に、各学校に配置されている心のふれあい相談員、スクールカウンセラーの制度を、教育指導課から(仮称)学校教育支援センターへ移管し、相談員制度の一元化を図ります。また、自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭にネリマフレンド(相談相手)を引き続き派遣し、学校復帰を支援していきます。(仮称)学校教育支援センターでは、一元化した各種相談員との連携を強化し、各学校の現状を踏まえた各々の課題の解決に向けて支援をしていきます。

保健相談所では、思春期やひきこもりなどのこころの問題を抱える子どもやその家族を対象に、精神科医師による個別相談、講演会やグループミーティングを行います。これらの児童・生徒に対する保健対策に、学校・医療・保健・福祉などの各機関が連携して取り組みます。

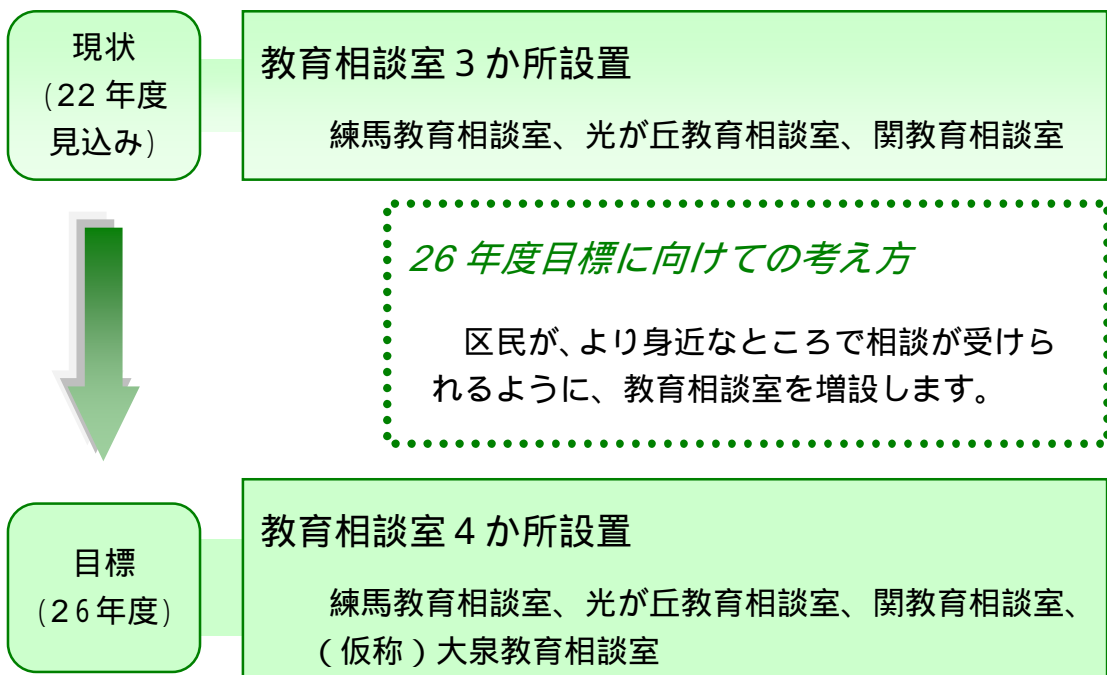
重点事業

1

教育相談室の増設

不登校やいじめ、発達の違いなど、子どもや保護者のさまざまな悩みに、専門の教育相談員が相談に応じています。また、不登校の児童・生徒のための、学校復帰を支援する適応指導教室も開設しています。

(総合教育センター)



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	心のふれあい相談員	小学校全校に原則として週 16 時間、中学校全校に週 8 時間配置します。 児童・生徒の悩み、不安およびストレスなどを和らげるために、児童・生徒からの相談を受け、話し相手になることを通して、心のゆとりをもって学校生活を送るための支援を行います。	教育指導課
2	スクールカウンセラー	中学校全校および小学校 7 校に、週 1 回 8 時間配置します。 いじめや不登校の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制などの充実を図ることを目的に行う、東京都の事業です。	教育指導課
3	ネリマフレンド	自宅にひきこもりがちな不登校傾向の児童・生徒に対して、保護者の申請に基づき大学生などのネリマフレンドを派遣し、学校復帰に向けて支援を行います。	教育指導課
4	思春期・ひきこもり相談	思春期やひきこもりなどのこころの問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医師による個別相談、講演会やグループミーティングを行います。	保健相談所
5	性感染症（エイズなど）教育	学校と連携をとりながら、性感染症（エイズなど）の教育を行います。	保健予防課 保健相談所
6	薬物乱用防止教室	警察による薬物乱用防止教室の実施拡充を図ります。	教育指導課
7	学校保健および栄養・給食部会の開催	小中学校の教育研究会において、学校保健部会および栄養・給食部会の設置を継続させ、指導の充実を図ります。	教育委員会 庶務課 施設給食課
8	歯の衛生図画・ポスターコンクール	歯の衛生週間（毎年 6 月 4 日～6 月 10 日までの一週間）にちなんで、歯の衛生図画・ポスターコンクールを行い、歯科保健の普及啓発を図ります。	健康推進課

ウ 支援が必要な児童・生徒への対応

施策の方向性

従来から、発達に心配のある子どもの相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、その機能をより強化するために、(仮称)こども発達支援センターを整備します。また、家族支援・地域支援を行うとともに、(仮称)障害児支援ネットワーク会議により、関係機関の連携を強化します。

児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを中心に、身近なところで気軽に相談できるように保健相談所・総合福祉事務所・教育相談室などの相談窓口を設けています。さらに、最も身近な地域で児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、練馬子ども家庭支援センターが調整機関となって要保護児童対策地域協議会によるネットワーク対応、要保護児童の情報共有や連携強化を図ります。

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	障害児の健全な発達の支援(再掲)	「1 乳幼児と親の健康づくり ウ 支援が必要な乳幼児への対応」(P.42)に掲載しています。	障害者サービス調整担当課
2	巡回相談員の配置	区立幼稚園、小中学校の通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズに応じた取組に対し、園・学校からの要請に基づいて巡回し校内委員会に対して助言を行います。	学務課
3	児童虐待防止ネットワークの強化(再掲)	「1 乳幼児と親の健康づくり ウ 支援が必要な乳幼児への対応」(P.42)に掲載しています。	子育て支援課



エ 学校・家庭・地域・関係機関の連携

施策の方向性

教職員の研究・研修事業ならびに教育相談事業を拡充するため、(仮称)学校教育支援センターを整備します。

また、学校における健康づくりの諸活動を推進するために、学校保健委員会の整備・拡充を図ります。学校保健委員会の設置率を向上させることで、学校・家庭・地域全体が一体となって、積極的な健康づくり活動を行えるような基盤づくりを目指します。

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	(仮称)学校教育支援センター整備	現在の総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業ならびに教育相談事業を拡充するために、旧光が丘第二小学校跡施設に「(仮称)学校教育支援センター」を整備します。	総合教育センター
2	学校保健委員会の全校設置	学校における児童・生徒の健康づくりを推進するために、学校保健委員会の全校設置を目指します。	教育委員会庶務課

【コラム】(仮称)学校教育支援センターの3つの拠点機能

教職員(園・学校)、子ども・保護者(家庭)

支援

(仮称)学校教育支援センター

1 教育研究・研修の拠点

教育研究や研修の充実を図り、よくわかる授業の実践など教職員の能力向上の支援

2 教育相談の拠点

各種相談員の一元化やネットワーク型の相談事業を推進し、子どもの健やかな成長と発達への支援

3 教育情報発信の拠点

様々な情報発信を通じて学校・家庭・地域の教育力の向上への支援

連携

教育委員会事務局  
(教育指導課・学務課など)

小・中・高等学校、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター  
総合福祉事務所、保健所、保健相談所、児童相談センター  
心身障害者福祉センター、医療機関など

園長会・校長会・各種委員会など  
(教職員の自主的組織)